

業務改善助成金 2024

昨年もご案内しました業務助成金ですが、10月からの最低賃金引き上げに伴い適用可能なケースが増えています。生産性向上設備導入を検討している場合には、業務改善助成金の申請をご検討ください。

1. 業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上の設備投資等を行った場合に、設備投資等の費用の一部を助成する制度です。(申請期限 2024年12月27日)

2. 対象事業者

中小企業・小規模事業者で事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**

※東京都で事業場内の最低時給1,200円の場合

- ・9月まで・・・東京都の最低賃金1,113円 差額87円のため**適用不可**
- ・10月以降・・・東京都の最低賃金1,163円 差額37円のため**適用可能**

3. 助成率

4分の3(生産性要件を満たした場合5分の4)

4. 助成上限額

※上記の例で事業場内最低時給1,200円の方を

2名60円アップした場合(30人未満)

⇒最高160万円の助成

※引き上げる労働者には、事業場内の最低賃金の方に加え、賃金引き上げにより賃金額が追い抜かれる方も人数に算入されます。

5. 対象資産

歯科の場合、ユニット、自動釣銭機、洗浄機等に加え、口腔内スキャナーも対象となったケースがあります。

6. 注意点

- ・最低賃金を引き上げる労働者は雇入れ後3か月を経過している必要があります。
- ・設備の購入は交付決定の後に行う必要があります。交付決定前に設備を導入すると対象外です。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			事業場規模30人以上の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

橋本守著書発売のお知らせ

歯科「閉院」作法 明日、院長やめます。デンタルダイヤモンド社より発売中です。

橋本会計でも特別価格にて販売しておりますので、担当者までご連絡ください。



歯科会計®

ベースアップ評価料届出様式簡素化

令和6年度診療報酬改定で新設された「ベースアップ評価料」ですが、届出書類の作成が複雑なこともあり、届出件数はまだまだ少ない状況です。そこで厚生労働省より、医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和6年9月より届出様式が改訂されています。

説明資料等も分かりやすくなっておりますので、まだ届出ていない方はご検討してみてください。

資料関係は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。(厚生労働省 ベースアップ評価料で検索してください。)

【歯科外来ベースアップ評価料（Ⅰ）の概要】

初診時 10 点、再診時 2 点、訪問診療時 同一建物居住者等以外 41 点、同一建物居住者 10 点

【届出の流れ】

- ① 医療機関の名称などの必要事項を入力



- ② 過去 1 年の実績（初再診料の算定回数）を入力

・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数が推測でき、加算による 1 年間の収入を把握



- ③ 加算により得られる 1 年間の収入を、スタッフの給与のベースアップにどう分配するかを計画

・ 「賃金改善計画書」には一月の給与額（引き上げない場合、引き上げた場合）等を記載



- ④ 書類の入力完了、メールでデータ提出

【改定による主な変更点】

- ① 記載上の説明を追加し、わかりやすくなっています。
- ② 賃金改善計画書で、対象となる職員の基本給等の事項に対し、グループ別の記載が削除されました。
- ③ 届出を行う月の選択方法が変更になりました。
- ④ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ない場合には、「対象職員の給与総額」が記載不要になりました。

【その他注意点】

- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）によりベースアップを行う対象となる職種は、医療に従事する職種です。
- ・ 医師、歯科医師、単に医療事務を行うスタッフは対象から除かれます。

資産承継

住宅取得等資金の非課税贈与 2024

18歳以上の子や孫に対して、居住用の不動産取得等に充てるための資金を、一定の要件を満たすことで非課税で贈与できる制度があります。現時点での制度の状況を以下まとめます。なお、適用期限は令和8年12月31日まで延長されています。

<受贈者の要件>

①	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。
②	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上 であること。
③	贈与を受けた年の年分の所得税に係る 合計所得金額が2000万円以下 （新築等をした住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は1000万円以下）であること。
④	平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがないこと。
⑤	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得したものでないこと、又はこれらの人との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
⑥	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと。
⑦	贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること。
⑧	贈与を受けた年の 翌年3月15日までにその家屋に居住すること 又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。

<その他の要件>

⑨	取得等した家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
⑩	昭和57年1月1日以後に建築されたもの（新耐震基準に適合している家屋）であること。

<非課税限度枠>

省エネ等質の高い住宅	1000万円
それ以外の一般住宅	500万円

<令和6年度税制改正での変更点>

質の高い住宅の要件見直し

改正前	断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上
改正後	断熱等性能等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） かつ 一次エネルギー消費量等級6以上